

生駒市条例第4号

生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例をここに公布する。

平成18年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する生駒市障害程度区分認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の委員の定数)

第2条 審査会の委員の定数は、40人以内とする。

(委任)

第3条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

介護認定審査会委員	日 額	14,000	を
-----------	-----	--------	---

介護認定審査会委員	日 額	14,000	に
障害程度区分認定審査会委員	日 額	14,000	

改め、同表備考に次の1項を加える。

- 3 介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会を同時に開いた場合における介護認定審査会委員及び障害程度区分認定審査会委員の報酬の額は、それぞれ、この表に定める報酬の額の2分の1の額とする。